

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和5年9月5日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

1. 令和4年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定、  
下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件
  - (1) 目的 : 決算認定の審議をするにあたり、現場調査の必要があるため
  - (2) 派遣場所 : 南風原町内
  - (3) 期間 : 令和5年9月8日(金)
  - (4) 派遣議員 : 議員全員